

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

# 社会保険労務士賠償責任保険制度

全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。  
業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

## 社会保険労務士賠償責任保険

社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。



### 開業社労士1人事務所の場合

年間保険料：13,200円(月額換算：1,100円)で損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間3,000万円)まで補償されます。(Aタイプ加入の場合)

保険  
期間

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間  
中途加入も受け付けております。

### 各種特約

#### 事務組合担保保険 特約

社労士が関与する労働保険事務組合の業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

#### サイバーリスク保険 特約

情報漏えい事故やサイバー攻撃などのサイバーリスク関連の各種損害(法律上の損害賠償責任や各種費用)を包括的に補償します(※サイバー攻撃によらない情報漏えい事故も補償の対象です)。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPをご覧ください。)

お申込みWebサイトからお手続きください。



<https://www.sr-service.jp>

社労士 保険 エスアールサービス

検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。



保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。

\*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険、サイバーリスク保険、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は東京海上日動火災保険株式会社のWEB手続サイト上に掲載の保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お  
問  
合  
せ  
先

取  
扱  
代  
理  
店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12  
社会保険労務士会館

TEL 03-6225-4873

引  
受  
保  
険  
会  
社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)  
担当課：広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)